

(林業信用保証業務関係者限り)

独信基 560 令和 6 年度第 1724 号
令和 7 年 3 月 31 日

林業・木材産業関係団体 各位

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 牧 元 幸 司
(公 印 省 略)

設備資金の保証要領の変更について

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当信用基金の林業信用保証業務につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当信用基金では、「設備資金の保証要領」の一部を別紙新旧対照表のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

なお、一部変更後の「設備資金の保証要領」は、当信用基金のホームページ(<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/jigyousya/kiteirui.html>)に掲載いたします。

敬白

担当：林業信用保証業務部 安藤、村内
電話：03-3434-7826・7827
E-mail：rinhouhou@jaffic.go.jp

設備資金の保証要領（平成 15 年 12 月 10 日独信基(305)平成 15 年第 639 号）新旧対照表

変更後	変更前
<p><u>林業信用保証業務細則(平成 15 年 10 月 3 日独信基(303)平成 15 年第 0016 号。以下「細則」という。)第 30 条の規定に基づき、設備資金に係る債務の保証の実施に関し、必要な事項及び手続等について、定めることを目的とする。</u></p> <p>1 対象とする債務 対象とする債務は、<u>細則第 5 条第 1 項各号に掲げる資金のうち、設備(公害防止・安全衛生施設等を含む。)の取得、改良等に必要なもの</u>に係る債務とする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>設備資金に係る債務の保証の<u>取扱い</u>については、<u>次に定めるところによる。</u></p> <p>1 対象とする債務 対象とする債務は、<u>設備(公害防止・安全衛生施設等を含む。)の取得、改良等に必要な資金であって、林業信用保証業務細則(以下「細則」という。)第 5 条第 1 項各号に掲げるもの</u>に係る債務とする。</p> <p>2 借入期間</p> <p>(1) <u>保証に係る資金の借入期間の最高限度は 15 年、林業信用保証業務に係る貸付業務要領第 4 条第 1 号に規定する預託事業に係る資金(以下「木材産業等高度化推進資金」という。)にあつては 7 年とする。</u></p> <p>(2) <u>前項の規定にかかわらず、林業・木材産業改善資金助成法(昭和 51 年法律第 42 号)の定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金については、その借入期間の最高限度は 10 年とする。</u></p> <p>(3) <u>前 2 項の規定にかかわらず、林業・木材産業改善資金のうち次の各号に掲げる資金については、その借入期間の最高限度は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>① <u>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和 54 年法律第 51 号)第 9 条に規定する資金 12 年</u></p> <p>② <u>林業労働力の確保の促進に関する法律(平成 8 年法律第 45 号)第 7 条に規定する資金 15 年</u></p> <p>③ <u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成 20 年法律第 38 号)第 12 条に規定する資金 12 年</u></p> <p>④ <u>農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関</u></p>

<p><u>2</u> 償還方法</p> <p>保証に係る資金の償還方法は原則として月賦又は年賦による分割償還とし、おおむね2年以内(林業・木材産業改善資金にあつては3年以内、ただし、<u>細則第5条第5項各号</u>に掲げる資金のうち、<u>第3号、第6号、第7号</u>及び<u>第8号</u>にあつては5年以内、<u>第10号</u>にあつては6年以内)で据置期間を設けることができるものとする。ただし、短期間の借入債務等について適当と認められるものは一括償還することができるものとする。</p> <p><u>3～5</u> (略)</p>	<p><u>する法律(平成20年法律第45号)第9条に規定する資金 12年</u></p> <p><u>⑤ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第12条に規定する資金 12年</u></p> <p><u>⑥ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第11条に規定する 資金 12年</u></p> <p><u>⑦ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第10条第2項に規定する資金 12年</u></p> <p><u>⑧ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条の6第1項に規定する資金 12年</u></p> <p><u>⑨ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第15条に規定する資金 12年</u></p> <p><u>(4) 借入期間の設定に当たっては、設備の耐用年数等を勘案するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 償還方法</p> <p>保証に係る資金の償還方法は原則として月賦又は年賦による分割償還とし、おおむね2年以内(<u>木材産業等高度化推進資金にあつては1年6ヵ月以内</u>、林業・木材産業改善資金にあつては3年以内、ただし、<u>2の(3)</u>に掲げる資金のうち<u>③、⑥、⑦</u>及び<u>⑧</u>にあつては5年以内)で据置期間を設けることができるものとする。ただし、短期間の借入債務等について適当と認められるものは一括償還することができるものとする。</p> <p><u>4～6</u> (略)</p>
---	---

附 則

この要領の変更は、令和7年4月1日から実施する。